



4練情個審第11号
令和4年11月17日

練馬区長 様

練馬区情報公開および個人情報保護
運営審議会会長 柴崎 晃



練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会の答申について

令和4年5月17日付け4練総情第150号により付議依頼がありました下記の
事項について、令和4年11月17日に練馬区情報公開および個人情報保護運営
審議会（第12期第3回）において審議した結果、別添の内容について承認い
たします。

記

1 諮問第1号

個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について
（情報公開課）



第12期練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会委員名簿

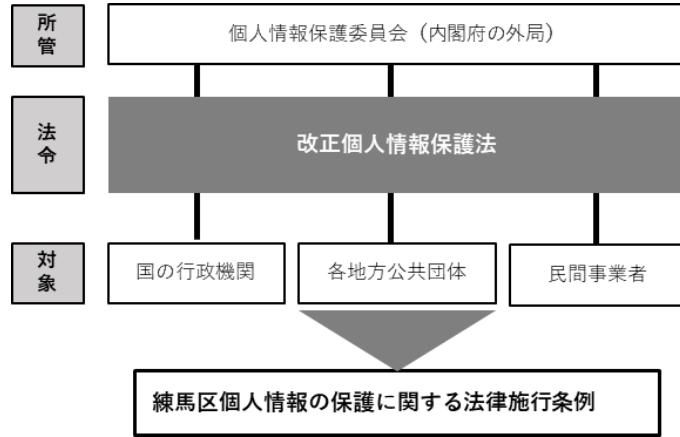
(敬称略)

令和4年11月17日現在

職 区 分	氏 名	職 業	経 歴
学 識 経 験 者	会 長	柴 崎 晃 一	弁護士
	副会長	今 井 勝 人	武蔵大学 名誉教授
	委 員	廣 田 明 彦	成蹊大学理工学部 名誉教授
	委 員	石 塚 健 一 郎	弁護士
	委 員	内 田 康 人	目白大学社会学部 准教授
区 民	委 員	太 卷 光 俊	人権擁護委員
	委 員	渡 部 邦 雄	東京農業大学 客員教授
	委 員	田 中 敏	民生児童委員協議会 会長
	委 員	田 村 初 恵	練馬区立男女共同参画センターえーる運営委員会委員長
	委 員	加 賀 美 裕 子	公募委員
	委 員	岩 橋 栄 子	公募委員
	委 員	襲 田 正 徳	公募委員
	委 員	河 原 啓 子	公募委員
	委 員	阿 子 島 隆	公募委員
	委 員	関 洋 一	公募委員
	委 員	月 橋 達 夫	公募委員
区 議 会 議 員	委 員	かしわざき 強	区議会議員
	委 員	たかはし 慎吾	区議会議員
	委 員	佐 藤 力	区議会議員
	委 員	鈴木 たかし	区議会議員
	委 員	松 田 亘	区議会議員
	委 員	きみがき 圭子	区議会議員
	委 員	坂尻 まさゆき	区議会議員

練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）

- 令和3年5月、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国・地方公共団体・民間事業者における個人情報に関する法体系が一本化された。
- 令和5年4月から、法の規定が区にも直接適用されることに伴い、練馬区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止し、新たに法の施行に当たっての必要な事項を定めた練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）を制定する。



- 法の規定に基づき各地方公共団体が条例で規定する(できる)以下の項目のうち、「**開示請求における手数料**」「**開示請求等の手続（開示決定等の期限）**」「**審議会の設置・諮問**」の3項目について、条例に規定する。

< 法の規定に基づき各地方公共団体が条例で規定する(できる)事項 >

条例で定めることが法律上必要な事項	開示請求における手数料
必要に応じて条例で定めることとされる事項	行政機関等匿名加工情報の提供に係る提案募集制度に関する事項
	条例要配慮個人情報
条例で定めることが妨げられるものではない事項	開示等請求における不開示情報の範囲
	個人情報取扱事務登録簿
	開示請求等の手続（開示決定等の期限） 審議会の設置・諮問

- 今後は、法および条例のほか、国から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）」および「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）」をもとに個人情報保護制度を運用していく。

第1条 趣旨

この条例は法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 用語

条例で使用する用語は法で使用する用語の例による。

第3条 開示請求に係る手数料等〔条例で定めることが法律上必要な事項〕

開示請求に係る手数料の額は無料とする。
ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担とする。

第4～7条 開示決定等の期限〔条例で定めることが妨げられるものではない事項〕

- 開示、訂正、利用停止決定等は請求のあった日から15日以内に行う（補正に要した日数は期間に算入しない）。〔第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項〕
- 開示、訂正、利用停止決定等にあたり、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、15日以内に限り、延長することができる。〔第4条第2項、第6条第2項、第7条第2項〕
- 保有個人情報が著しく大量であるため、30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分について、30日以内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定を行うこととする。この場合には当該規定を適用する旨および理由、残りの部分の開示決定等の期限を請求者に書面で通知しなければならない。〔第5条〕

請求の種類	開示決定等の期限	
開示請求 〔第4条・第5条〕	請求のあった日から15日以内	15日以内に限り延長可 相当の期間内
訂正請求 〔第6条〕	請求のあった日から15日以内	15日以内に限り延長可 ※ 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行う。 (法95条)
利用停止請求 〔第7条〕	請求のあった日から15日以内	15日以内に限り延長可 ※ 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行う。 (法103条)

第8条 審議会への諮問〔条例で定めることが妨げられるものではない事項〕

区長は、この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合その他の個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要な事項を定める場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

第9条 委任

この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付則

- 施行期日は令和5年4月1日とする。
- この条例の施行に合わせ、練馬区個人情報保護条例（平成12年練馬区条例第79号）は廃止する。
- 条例の施行後も旧条例に規定する実施機関の職員等に対する旧条例に基づく個人情報の守秘義務については、従前の例による。
- 条例の施行前に請求がされた自己情報の開示、訂正、削除および目的外利用等の中止については、従前の例による。
- 条例の施行後に、旧条例適用職員等が正当な理由なく、旧条例に規定する個人情報の提供等を行った場合には、旧条例と同様の罰則を科することとする。
- 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、旧条例の失効後も、なお従前の例による。

練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

（法第108条の規定により条例で定める開示決定等の期限）

第4条 練馬区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会をいう。以下本則において「実施機関」という。）による開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

（法第108条の規定により条例で定める開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内

に、開示請求者に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(法第108条の規定により条例で定める訂正決定等の期限)

第6条 実施機関による訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内に行ななければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(法第108条の規定により条例で定める利用停止決定等の期限)

第7条 実施機関による利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内に行ななければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第8条 区長は、この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合その他の個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要な事項を定める場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（平成12年3月練馬区条例第80号）第1条に規定する練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(練馬区個人情報保護条例の廃止)

2 練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧条例第14条第1項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせ、または当該業務以外の目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第19条または第21条から第23条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除および目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

6 つぎに掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第14条第1項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者

7 前項各号に掲げる者が、当該業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する管理個人情報（以下「旧管理個人情報」という。）をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または500,000円以下の罰金に処する。

8 付則第6項第2号に掲げる者で、当該業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密をこの条例の施行後に漏らしたものは、1年以下の懲役または300,000円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前において旧条例第14条第1項の規定による受託業務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関してこの条例の施行後に前3項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しては、1,000,000円以下の罰金刑を科する。

10 偽りその他不正の手段により、旧条例第19条の規定による開示の請求に応じる決定に基づく旧管理個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

11 付則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（改正素案）

現行

第1条 設置

練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）による情報公開制度および練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号。以下「個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 所掌事項

審議会は、個人情報保護条例の規定により実施機関（個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が審議会の意見を聴くこととされた事項について、当該実施機関の諮問に応じて審議し、答申する。

2 審議会は、つぎに掲げる事項について、区長の諮問に応じて審議し、答申する。

(1) 情報公開制度の運営に関する重要な事項

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項

3 審議会は、情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

第3条 組織

審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱または任命する委員25人以内をもって組織する。

(1) 区民 11人以内

(2) 区議会議員 7人以内

(3) 学識経験者 5人以内

(4) 区職員 2人以内

第4条 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 会長および副会長

審議会に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条 会議

審議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員会

審議会は、審議の効率的な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

第8条 意見聴取等

審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

第9条 会議の公開

審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

第10条 守秘義務

審議会の委員は、職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第11条 委任

この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

改正案

第1条 設置

練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）による情報公開制度ならびに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年 月練馬区条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

▶ 法の規定が区に直接適用されることに伴い、根拠の規程を改正する*。

◎ 所掌事項および組織の見直しについて

法の規定が区に直接適用されることにより、個人情報の目的外利用など従来の諮問事項について、審議会へ諮問できなくなり、諮問事項が大幅に減少する。

今後は、審議会に対して、条例改正など専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限って、諮問することができるようになる。

そのため、諮問事項の変更に合わせ、審議会の組織構成については、区民および専門的知見を有する学識経験者による構成に見直す。

第2条 所掌事項

審議会はずつぎに掲げる事項について、区長の諮問に応じて審議し、答申する。

(1) 情報公開制度の運営に関する重要な事項

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項

2 審議会は、情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

第3条 組織

審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

(1) 区民 8人以内

(2) 学識経験者 5人以内

▶ 今後の諮問事項および国の考え方を踏まえ、審議会の組織構成を改正する。

第4条~第11条

改正なし（現行通り）

付則

● 施行期日を令和5年4月1日とする旨を定める。

● 現審議会委員（区議会議員と区職員）の任期は令和5年3月31日までとする旨を定める。

● 現審議会委員（区民と学識経験者）の任期は令和6年3月31日までとする旨を定める。

▶ 施行期日について規定する。

▶ 現審議会委員について、区議会議員を除き、委嘱期間満了まで委員とする旨を経過措置規定を定める。

※ 「練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成12年3月練馬区条例第81号）」についても個人情報保護条例の条項を引用している箇所を、個人情報保護法の条項の引用に改める。

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（改正素案）

（設置）

第1条 練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）による情報公開制度ならびに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年 月練馬区条例第 号）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、つぎに掲げる事項について、区長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 情報公開制度の運営に関する重要な事項
- (2) 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項

2 審議会は、情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 区民 8人以内
- (2) 学識経験者 5人以内

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第5条 審議会に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第7条 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年10月条例第63号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月条例第33号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月条例第33号）抄

（施行期日）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

付 則（令和4年11月条例第〇〇号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第3条の規定の適用については、同条中「13人」とあるのは「16人」と、同条第1号中「8人」とあるのは「11人」とする。